

岡山市環境美化条例(平成8年市条例第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、紙くず等及び空き缶等の投げ捨てによるまちの美観の阻害並びに路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害に関し、市、市民、事業者等の果たすべき責務を明らかにするとともに、紙くず等及び空き缶等の投げ捨ての防止、路上喫煙の制限等、まちの美観を保持し、及び公共の場所における快適な生活環境を保全するために必要な事項を定め、もって本市における美しいまちづくり及び快適なまちづくりを市民、事業者等とともに推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 紙くず等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の散乱性の高い不要物をいう。
- (2) 空き缶等 飲料食料を収納し、又は収納していた容器包装をいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。
- (4) 事業者 本市で事業活動を行うものをいう。
- (5) 公共の場所 道路(道路に附属する植栽及び側溝を含む。)、公園、広場、水路その他の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。
- (7) 路上喫煙 公共の場所で喫煙することをいう。
- (8) 飼い犬等 人が所有し、又は占有する犬猫をいう。
- (9) 回収容器 紙くず等及び空き缶等の回収を目的とする専用の容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、関係機関及び関係団体との連携を図りながら、この条例を効果的に運用するとともに、市民等及び事業者に対して次に掲げる施策を積極的に実施する責務を有する。

- (1) 市民等及び事業者に対する啓発活動及び広報活動の推進に関する施策
- (2) 市民等及び事業者との協働による美化活動の推進に関する施策
- (3) 市民等及び事業者の自発的な活動の支援等に関する施策

(市民等の責務)

第4条 市民等は、美しいまちづくりを推進するため、自宅周辺の清掃活動を行い、家庭の外で自ら生じさせた紙くず等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器へ収納する等まちの美観を保持する責務を有する。

- 2 土地を所有し、又は管理する市民等は、当該所有し、又は管理する土地に紙くず等及び空き缶等が捨てられないように管理する等の措置を積極的に行う責務を有する。
- 3 市民等は、路上喫煙に当たっては、他人の身体及び財産に影響又は被害を与えないように配慮する責務を有する。
- 4 飼い犬等の占有者は、家庭の外で飼い犬等がふんをしたときは、ふんを適切に処理する責務を有する。
- 5 前各項に定めるもののほか、市民等は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、美しいまちづくりを推進するため、従業員に対する啓発活動及び事業活動を行う地域の清掃活動を行い、ごみの散乱原因となるおそれのある物の加工、製造、販売等を行う者にあつては、その散乱を防止するための消費者に対する啓発活動等を行う責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力する責務を有する。

(美化推進重点区域)

第6条 市長は、美しいまちづくりを特に推進するため、重点的な啓発活動、広報活動及び美化活動等の措置を講ずる必要があると認める区域を美化推進重点区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を区切って行うことができる。
- 3 市長は、美化推進重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域内の市民等及び事業者の意見を聴くとともに関係機関と協議するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により美化推進重点区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(美化推進重点特別区域)

第7条 市長は、前条第1項に規定する措置を講ずるのみでは、この条例の目的を達し得ないと認めるときは、美化推進重点区域の一部又は全部を美化推進重点特別区域として指定することができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、美化推進重点特別区域を指定する手続について準用する。

(路上喫煙制限区域)

第8条 市長は、快適なまちづくりを推進するため、路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害を防止するための措置を講ずる必要があると認める区域を路上喫煙制限区域として指定することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙制限区域を指定する手続について準用する。

(路上喫煙制限特別区域)

第9条 市長は、前条第1項に規定する措置を講ずるのみでは、この条例の目的を達成できない場合において、身体及び財産への影響又は被害を防止する必要があると認めるときは、路上喫煙制限区域の一部又は全部を、路上喫煙制限特別区域として指定することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙制限特別区域を指定する手続について準用する。

(区域の変更又は解除)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第6条から前条までの規定により指定した区域を変更し、又は解除することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、同条から前条までの規定により指定した区域の変更又は解除の手続について準用する。

(投棄行為の禁止)

第11条 何人も、公共の場所において紙くず等及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(路上喫煙の制限)

第12条 何人も、路上喫煙制限区域内及び路上喫煙制限特別区域内においては、路上喫煙をしてはならない。

(回収容器の設置及び管理義務)

第13条 容器入りの飲料又は食料を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売する事業者は、販売によって生じた容器がみだりに捨てられないように、回収容器を設置しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した事業者は、当該回収容器を規則で定める基準に従い、適正に管理しなければならない。

(措置命令)

第14条 市長又は市長の委任を受けた職員は、第11条の規定に違反した者に対し、紙くず等については紙くず入れ等に、空き缶等については回収容器にそれぞれ収納し、又は自己の所持のもとに置くことを命令することができる。

2 市長は、前条第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、回収容器の設置を命ずることができる。

3 市長は、前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、回収容器を適正に管理することを命ずることができる。

(措置命令の公表)

第15条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による措置命令を受けた者が、その措置命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 前項の公表をしようとする場合は、その公表が予定される者に対し、あらかじめ、弁明の機会を付与しなければならない。

(顕彰及びその公表)

第16条 市長は、美しいまちづくり又は快適なまちづくりの推進に関し、特に貢献のあった者に対し、顕彰することができる。

(美しいまちづくりの日)

第17条 市長は、市民等及び事業者との協働による美しいまちづくりの推進を目指し、美しいまちづくりの日を制定することができる。

2 市は、美しいまちづくりの日において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(美しく快適なまちづくり推進員)

第18条 美しいまちづくり又は快適なまちづくりについて、熱意を有する個人又は団体は、美しく快適なまちづくり推進員(以下「推進員」という。)として市長に登録を求められることができる。

2 推進員として登録された個人又は団体は、この条例の目的を達成するために市が行う施策の実施に積極的に協力するものとする。

(美しく快適なまちづくり巡視員)

第19条 市長は、この条例の目的を達成するため、美しく快適なまちづくり巡視員(以下「巡視員」という。)を置くことができる。

2 巡視員は、当該職務を執行する能力があると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 巡視員は、美しいまちづくり又は快適なまちづくりの推進に関し必要な啓発活動を行うほか、市長の委任を受けて次に掲げる事務を執行する。

(1) 第14条第1項の規定による措置命令を行うこと。

(2) 第20条の規定による報告の聴取等を行うこと。

(3) 第21条の規定による立入調査を行うこと。

(4) 第25条の規定による過料の賦課徴収を行うこと。

(報告の聴取等)

第20条 市長又は市長の委任を受けた職員は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、紙くず等及び空き缶等の処理並びに路上喫煙に関し、必要な質問を行うことができる。

2 市長又は市長の委任を受けた職員は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機により飲料又は食料を販売する事業者に対し、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し、必要な報告を求めることができる。

3 前2項の規定による質問及び報告の聴取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が委任した職員に、紙くず等及び空き缶等が散乱している土地又は自動販売機若しくは回収容器の設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(証明書の携帯)

第22条 市長の委任を受けた職員及び巡視員は、その事務の執行に当たり、常に身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じ、提示しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰金)

第24条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(過料)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) 美化推進重点特別区域内で、みだりに紙くず等及び空き缶等を捨てた者

(2) 路上喫煙制限特別区域内で、路上喫煙した者

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。